

京都市告示第 224 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号（同条第 2 号に規定する農業用水路等以外の水路等に限ります。）の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 18 年 10 月 11 日

京都市長 榊 本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	太秦水0112号	右京区太秦森ヶ前町 2 番地の 4 地先 同町 5 番地の 8 地先	
2	大枝水0183号	西京区大枝塚原町 3 番地の 181 地先 同町 3 番地の 7 地先	

(建設局道路部道路明示課)